

登録販売者試験の出題範囲の改正(令和6年4月)に伴う
主な変更箇所

〔3章特化 登録販売者試験クリア
手引き(令和5年4月)対応〕

- 「デキストロメトルファンフェノールフタリン塩」という名称が「フェノールフタリン酸デキストロメトルファン」に改められた。

P366, L18, L21

- P366 に以下の記述を追加する。※下線部

- ★★☆** **ステロイド性抗炎症成分**が配合された**坐剤**及び**注入軟膏**は、その含有量によらず、**長期連用を避ける**。

- ★★☆** **ステロイド性抗炎症成分**が配合された**鼻炎用点鼻薬**は、**長期連用を避ける**。

- ★★☆** **ステロイド性抗炎症成分**が配合された**歯槽膿漏薬(外用薬)**、**口内炎用薬**は、**口腔内**に適用されるため、その含有量によらず、**長期連用を避ける**。

- P366 に以下の記述を追加する。※下線部

デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物 **フェノールフタリン酸デキストロメトルファン** 中枢性の非麻薬性鎮咳成分。延髄の咳嗽中枢の興奮を鎮めて咳を抑える。

- 本剤の成分(デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物、フェノールフタリン酸デキストロメトルファン)によりアレルギー症状を起こしたことがある人は、本剤を「使用しないこと」とされている(理由：アレルギー症状の既往歴のある人が再度使用した場合、重篤なアレルギー性の副作用を生じる危険性が高まるため)。

- 本剤は、「服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと」とされている(理由：眠気等が懸念されるため)。